

社会福祉法人宝山寺福祉事業団定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行うとともに、多様な福祉ニーズに対応するために公益事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 児童養護施設愛染寮の設置経営
- (ロ) いこま乳児院の設置経営
- (ハ) 特別養護老人ホーム梅寿荘の設置経営
- (ニ) 特別養護老人ホームあくなみ苑の受託経営
- (ホ) 特別養護老人ホーム延寿の設置経営
- (ヘ) 軽費老人ホームケアハウスあくなみ苑の受託経営
- (ト) 軽費老人ホームケアハウス延寿の設置経営
- (チ) 養護老人ホーム梅寿荘の設置経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 保育所極楽坊保育園の設置経営
- (ロ) 保育所いこま保育園の設置経営
- (ハ) 保育所いこま乳児保育園の設置経営
- (ニ) 保育所あすかの保育園の設置経営
- (ホ) 児童厚生施設宝山寺児童遊園の設置経営
- (ヘ) 障害児福祉センター奈良仔鹿園の設置経営(療育相談事業、母子宿泊事業)
- (ト) 児童厚生施設平城野外活動研修センターの設置経営
- (チ) 児童センター平城児童センターの設置経営
- (リ) 子育て短期支援事業
- (ヌ) 地域子育て支援拠点事業の設置経営
- (ル) 児童発達支援センターこども支援センター仔鹿園の設置経営
- (ヲ) 児童発達支援センターこども支援センターあすなろあずさの設置経営
- (ワ) 児童発達支援センターこども支援センターあすなろの設置経営
- (カ) 児童発達支援ばんびの設置経営
- (ヨ) 児童発達支援いっぼの受託経営
- (タ) 障害児相談支援事業
- (レ) 老人デイサービスセンター梅寿荘デイサービスセンターの受託経営
- (ソ) 老人デイサービスセンター生駒市デイサービスセンター憩の家の受託経営
- (ツ) 老人デイサービスセンター生駒市デイサービスセンター寿楽の受託経営
- (ネ) 老人デイサービスセンターあくなみ苑デイサービスセンターの受託経営
- (ナ) 老人デイサービスセンターデイセンター延寿の設置経営
- (ラ) 老人介護支援センター梅寿荘在宅介護支援センターの設置経営
- (ム) 老人介護支援センターあくなみ苑在宅介護支援センターの経営
- (ウ) 老人介護支援センター生駒南在宅介護支援センターの経営
- (キ) 老人短期入所事業(梅寿荘)
- (ク) 老人短期入所事業(あくなみ苑)
- (オ) 老人短期入所事業(延寿)

- (ク) 老人居宅介護等事業
- (ヤ) 知的障害者相談支援事業
- (マ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害者福祉サービス事業
- (ケ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による相談支援事業

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人宝山寺福祉事業団という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を奈良県生駒市元町2丁目14番8号に置く。

第2章 役員及び職員

(役員の数)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。
 - 3 理事長は、この法人を代表する。
 - 4 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうち1名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(役員の任期)

第6条 役員の前任期は2年とする。ただし、補欠の役員の前任期は、前任者の前任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 理事長の前任期は、理事として在任する期間とする。

(役員の前任等)

第7条 理事は、評議員会において前任し、理事総数の3分の2以上の同意を得て、理事長が委嘱する。

- 2 監事は、評議員会において前任する。
- 3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任する事ができない。

(役員の前報等)

第8条 役員の前報については、勤務実態に即して支給することとし、役員の前地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の前決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

第9条 この法人の前業務の前決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の前業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、理事会に前報告する。

- 2 理事会は、理事長がこれを召集する。
- 3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の召集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを召集しなければならない。

- 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示したものは、出席者とみなす。
- 7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。
- 9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議決について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

- 第10条 理事長に事故のあるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。
- 2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

- 第11条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。
- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、評議員会、理事会及び奈良県知事に報告するものとする。
 - 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、評議員会並びに理事会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

- 第12条 この法人に、職員若干名を置く。
- 2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
 - 3 施設長以外の職員は、理事長が任免し、各施設長が指揮監督する。但し、法人本部に属する職員は、理事長が指揮監督する。

第3章 評議員及び評議員会

(評議員会)

- 第13条 この法人の諮問機関として評議員会を置き、15名の評議員をもって組織する。
- 2 評議員会は、理事長が召集する。
 - 3 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の召集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを召集しなければならない。
 - 4 評議員会に議長を置く。
 - 5 議長は、その都度評議員の互選で定める。
 - 6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
 - 7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 8 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
 - 9 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
 - 10 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

(評議員会の権限)

- 第14条 次に掲げる事項は、評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
 - (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - (3) 定款の変更
 - (4) 合併
 - (5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
 - (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
 - (7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項
- 2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、あらかじめ評議員会の同意を得なければならない。

(評議員の資格等)

第15条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。

- 2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他の関係がある者が3名を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

第16条 評議員の任期は2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 評議員は、再任されることができる。

第4章 総 裁

(総裁の推戴)

第17条 この法人に総裁1名を置く。

- 2 総裁は法人の象徴とし、理事長に必要な助言を与えることができる。
- 3 総裁には宗教法人宝山寺代表役員住職の職に在るものを推戴する。
- 4 総裁が理事、評議員の職についていない場合は、それぞれの会議における議決権を有しないものとする。

第5章 顧 問

(顧問の委嘱)

第18条 この法人に顧問若干名を置く。

- 2 顧問は、理事会の推薦に基づき、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事会又は評議員会に出席して必要な意見を述べるることができる。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第19条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産及び公益事業用財産の3種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
- (1) 奈良県生駒市元町2丁目174番地の1所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建、
愛染寮講堂1棟(165.62㎡)
 - (2) 奈良県生駒市元町2丁目178番地、179番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建、
あすなる園舎1棟(333.67㎡)
 - (3) 奈良県生駒市元町2丁目189番地、183番地・184番地合併、187番地・188番地合併所在の鉄骨造合金メッキ鋼板葺平屋建、
いこま乳児保育園園舎1棟(712.20㎡)

- (4) 奈良市古市町 2 番地、1 番地 2 所在の鉄筋コンクリート造鉄骨造ルーフィング葺一部陸屋根渡廊下付 2 階建、
奈良仔鹿園園舎 1 棟 (2009.81 m²)
鉄筋コンクリート造ルーフィング葺管理宿舎、機械室 1 棟 (89.34 m²)
 - (5) 奈良市紀寺町 829 番地、830 番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建、
極楽坊保育園園舎 1 棟 (1201.17 m²)
3 階建、極楽坊保育園園舎 1 棟 (528.86 m²)
コンクリートブロック陸屋根平屋建、倉庫・便所 1 棟 (18.75 m²)
 - (6) 奈良市歌姫町 1100 番地所在の鉄筋コンクリート造ルーフィング葺 2 階建、
平城児童センター 1 棟 (326.40 m²)
 - (7) 奈良県生駒市あすか野南 2 丁目 28 番地 689 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建、
あすかの保育園園舎 1 棟 (469.69 m²)
 - (8) 奈良県生駒市北新町 467 番地 3 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建て、
いこま保育園園舎 1 棟 (1654.37 m²)
 - (9) 奈良県生駒市元町 2 丁目 179 番地の、178 番地所在の鉄筋コンクリート造スレート葺 3 階建、
いこま乳児院職員宿舎 1 棟 (284.56 m²)
 - (10) 奈良県生駒市元町 2 丁目 182 番地、174 番地 2、177 番地、178 番地、181 番地、1508 番地、1509 番地所在の鉄筋コンクリート造ルーフィング葺 3 階建、
愛染寮・デイセンター園舎 1 棟 (1414.86 m²)
 - (11) 奈良県生駒市小瀬町 1105 番地他所在の鉄筋コンクリート造陸屋根アルミニウム板葺 2 階建、
総合施設やすらぎの杜延寿 1 棟 (6457.93 m²)
 - (12) 奈良県生駒市門前町 8 番 7 号所在の鉄筋コンクリート造陸屋根地下 1 階付 3 階建塔屋 1 階、
梅寿荘 1 棟 (4853.09 m²)
 - (13) 生駒市西旭ヶ丘 2657 番地 1、2666 番地 1 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 4 階建、
総合支援センターあずさ 1 棟 (937.45 m²)
 - (14) 奈良県生駒市元町 2 丁目 1499 所在の鉄筋コンクリート造 3 階建、
いこま乳児院、愛染寮寮舎 1 棟 (1,555.85 m²)
 - (15) 奈良市紀寺町 830 番地所在の極楽坊保育園
敷地 (587.10 m²)
 - (16) 奈良県生駒市あすか野南 2 丁目 28 番 689 所在のあすかの保育園
敷地 (1652.71 m²)
 - (17) 奈良県生駒市西旭ヶ丘 2657 番 1、2666 番 1 所在の土地 (978 m²)
 - (18) 奈良県奈良市紀寺町 829 番地所在の極楽坊保育園敷地 (2,156.66 m²)
 - (19) 奈良県奈良市古市町 1 番 2、2 番所在の土地 (17,252 m²)
 - (20) 近畿日本鉄道株式 壱万株 (額面五拾万円)
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。
 - 4 公益事業用財産は、第 28 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
 - 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 20 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、評議員会の諮問を経て、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得て、奈良県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、奈良県知事の承認を必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金の融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して、基本財産を担保に供する場合（協

調融資にかかる担保に限る)

(資産の管理)

第21条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て株式に換えて保管することができる。

(特別会計)

第22条 この法人は特別会計を設けることができる。

(予算)

第23条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、評議員会の諮問を経て、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(決算)

第24条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は毎会計年度終了後2月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、評議員会の諮問を経て、理事会の認定を得なければならない。

2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第25条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第26条 この法人の会計に関しては、法令及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第27条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、評議員会の諮問を経て、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第28条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

(イ) 地域支援事業(生駒市梅寿荘地域包括支援センター)

(ロ) 介護予防支援事業

(ハ) 居宅介護支援事業

(ニ) 訪問入浴介護事業

(ホ) 梅寿荘診療所の設置経営

(ヘ) 福祉の増進を目的とする基金運営事業(福祉基金)

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第29条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第8章 解散及び合併

(解散)

第30条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散理由により解散する。

(残余財産の帰属)

第31条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の意見を聞き、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第32条 合併しようとするときは、評議員会の諮問を経て、理事総数の3分の2以上の同意を得て、奈良県知事の認可を受けなければならない。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第33条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の諮問を経て、理事総数の3分の2以上の同意を得て、奈良県知事の認可(社会福祉法第43条第1項に規定する厚生省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を奈良県知事に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第34条 この法人の公告は、社会福祉法人宝山寺福祉事業団の掲示場に掲示するとともに、毎日新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第35条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	辻	村	泰	円
理事	石	井	政	一
理事	杉	山	嘉	一
理事	中	野	正	雄
理事	酒	井	貞	一
監事	喜	多	亮	快
監事	新	田	義	人

平成 19 年 4 月 20 日 一部変更認可
平成 20 年 7 月 24 日 一部変更認可
平成 21 年 6 月 10 日 一部変更認可
平成 22 年 3 月 8 日 一部変更認可
平成 23 年 9 月 1 日 一部変更認可
平成 24 年 6 月 19 日 一部変更認可
平成 25 年 5 月 17 日 一部変更認可
平成 26 年 7 月 4 日 一部変更認可